

## 郵政全体の賃金底上げを 一般職は月16万円余

10月から最低賃金引き上げで東京は31円増で1072円、埼玉は31円増で987円になります。これを郵政に当てると、最低賃金（郵政は10円単位）プラス20円で東京は1100円、埼玉は1010円になります。外務はそれに130円加算されます。しかし、それ以上に物価が上昇していることから生活改善になりません。

### 低賃金で働く

#### 郵政の労働者

今回の期間雇用社員の引き上げ額を月（一日8時間、22日と計算）に換算すると5280円、年間6万3360円の引き上げです。新しい金額で外務（東京）1230円を月に計算すると、21万6480円です。

正社員として採用されている一般職の賃金はどうかというと、基本給は16万円

余、一般職の最高額は20万円余です。超勤を行ったとしても、社会保障費等が天引きされますから、実際に受け取る金額は更に低くなります。

新卒で入って30年以上働いたとしても定期昇給は4万円余しか上がりませんから、賃金体系に問題があります。夏、冬の一時金があるにしても、厳しい生活を強いられることに変わりありません。

### 8時間働けば普通に暮らせる賃金を

今年の春闘では地域基幹職の若年層、一般職に1000円引き上げられました。年間にすると12000円です。昨年は0円だったからまだましという人もいますが、果たしてそうでしょうか。

日本郵政はコロナ禍であっても今年3月決算で最終的な利益は5016億円で株

式上場以来最多になりました。これは現場に働く労働者の頑張りがあったからであり、これだけの利益を上げているのですから全ての労働者の大幅賃上げは可能だったのです。

日本郵政は正社員、期間雇用社員を問わず誰もが8時間働けば普通の生活ができるようにしていくべきです。異常な物価高ですから尚更です。そのことを強く求めておきます。

### 郵政20条裁判の日程

- 10月20日（木）郵政20条集団訴訟  
東京地裁510号法廷10時30分
- 12月22日（木）郵政20条追加訴訟  
東京地裁631号法廷

